保護観察対象者の社会復帰支援と社会貢献活動の有用性について

—— 介護・奉仕活動からの一考察 ——

菅　原　好　秀

要旨： 平成 27（2015）年から保護観察の対象者ごとに義務づける「特別遵守事項」の規定に社会貢献活動が加えられた（「刑法等の一部を改正する法律」平成 25 年法 49）。介護・奉仕活動による社会貢献活動は保護観察対象者が肯定的な自己イメージや他者への思いやりの気持ちを抱くきっかけとして意味を持っているが，本来，保護観察対象者の感慨や感謝の言葉など情緒・感情を喚起させる「主観的」エレメントと目されるものは，法制度の客観性と形式性の秩序とは対極にあるものと考えられる。しかし，介護・奉仕活動の対象者である利用者は，理性的・合理的な判断能力が乏しいため，介護・奉仕活動の社会貢献活動には，言語化しにくい態度，姿勢としての，対人距離，物腰，わずかな眼差しといったケアが必要となってくる。このようなケアに基づいた非言語的な身体知が，理性的・合理的な言葉の意味，会話の内容以上に保護観察対象者の社会復帰に貢献しうるのである。専門的な言説が優位に位置づけられている中で，身体知が支配されている社会貢献活動を法制度に，つまり明示化困難な身体知が要求される社会貢献活動を，専門的言説で蓄積された法制度に取り入れた意義は大きい。今回の法改正は，このような身体知と合理知のダイナミックな知識変換によって，保護観察対象者の社会復帰支援のための新しい知の地平を開拓する契機となった法改正であるといえよう。

キーワード：保護観察対象者，社会復帰支援，社会貢献活動

1. は　じ　め　に

平成 27（2015）年から保護観察の対象者ごとに義務づける「特別遵守事項」の規定に社会貢献活動が加えられた（「刑法等の一部を改正する法律」平成 25 年法 49）。社会貢献活動は，少年や若者を中心とする保護観察対象者が，福祉施設での介護補助活動など社会に役立つ活動を行い，他人から感謝されることで自己有用感や社会性，規範意識の向上を図ることを目的としている。

平成 24 年犯罪白書[1] によると，平成 23 年度から，成人を含めた保護観察処遇の一環として，自己有用感の涵養，規範意識や社会性の向上を図るため，公共の場所での清掃活動や福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とする社会貢献活動を実施している。平成 23 年度における社会貢献活動の実施回数は延べ 266 回であり，その参加人数は延べ 625 人（うち保護観察処分少年 356 人，少年院仮退院者 72 人）であった。また，従前から，主として少年の保護観察対象者を対象として，公共の場所での清掃活動や福祉施設での介護補助活動のほか，陶芸教室・料理教室等での学習，農作業，スポーツ活

動，レクリエーション活動等に参加させ，対象者の社会性を育み，社会適応能力を向上させることを目的として社会参加活動を実施している。社会貢献活動の平成23年度の実施回数は341回であり，実施回数が多かった活動は，「清掃・環境美化活動」（118回），「高齢者等に対する介護・奉仕活動」（105回），「創作・体験活動・各種講習等」（58回）であった。特に「高齢者等に対する介護・奉仕活動」に参加した少年からは，「人のために何かをすることは今までなかったけれど，これからは積極的にやりたいと思った」「お年寄りの方が『また来てね』と言ってくれて，うれしかった」など[2]，活動を通して自分の新たな一面を見出したり，人の役に立つことのうれしさや他者に配慮することの大切さに気付いたりしたという感想が寄せられている。

このような介護・奉仕活動による社会貢献活動は保護観察対象者が肯定的な自己イメージや他者への思いやりの気持ちを抱くきっかけとして意味を持っている。本来，保護観察対象者の感慨や感謝の言葉など情緒・感情を喚起させる「主観的」エレメントと目されるものは，法制度の客観性と形式性の秩序とは対極にあるものと考えられるが，介護・奉仕活動の社会貢献活動には，保護観察対象者の社会復帰支援に向けて，どのような意義・効果があるのか，を研究目的とする。

2. 社会貢献活動とケア概念

本来，近代の法制度体系は理性的な判断能力を構築させるために，与えられる知識は明白で，形式的・体系的なものであり，言葉や数字で表すことができ，厳密なデータ，科学方程式，明示化された手続き，普遍的な原理・原則など形で容易に伝達・共有することができることが求められている。一方で，介護・奉仕活動の社会貢献活動には，言葉にならない，明示的ではない個々の暗黙的領域（暗黙知）が支配し，介護・奉仕活動という身体に依拠したケア概念と密接不可分の関係にある社会貢献活動が，豊かなケア環境を提供し，どのようにして保護観察対象者の立ち直りを支援しているのであろうか。つまり，社会貢献活動を通じて保護観察対象者の社会復帰を支援する関係者（以下社会復帰支援者と呼ぶ）が社会貢献活動を通じて，介護・奉仕活動というケア環境を提供する意義・効果はどこにあるのであろうか。

(1) 社会貢献活動の有用性とケア概念

ケア環境が保護観察対象者を支援している前提としてそもそもケアと何かについて考察する。「ケア」という概念には，ケアについて哲学的な視点を示したミルトン・メイヤロフのケア理論がある。メイヤロフ[3]はケア概念を「一人の人格をケアするとは，最も深い意味で，その人が成長すること，自己実現することをたすけることである」とする（田村1998：13）。また，メイヤロフ[4]は「相手が成長し，自己実現することをたすけることとしてのケアは，一つの過程であり，展開を内にはらみつつ人に関与するあり方であり」，「相互信頼と，深まり質的に変わっていく関係をとおして」「成長するもの」であるとし，更に，「私は，自分自身を実現するために相手の成

長をたすけようと試みるのではなく，相手の成長をたすけること，そのことによってこそ私は自分自身を実現するのである」とする（森村 2006：86-7）。この点，森村は「ケアする人とケアされる人との相互性を強調することが，ケアの基本的な態度」[5]と指摘する（森村 2006：86）。このメイヤロフの「ケア概念」を社会貢献活動の有用性にあてはめてみると，保護観察対象者が自ら成長しようと社会復帰支援者に要求し努力する一方で，社会復帰支援者も保護観察対象者の要求に応えるために，保護観察対象者を支援するとき，社会復帰支援者と保護観察対象者の間に相互信頼が生まれ，互いに互いを理解し合い，ともに保護観察対象者の社会復帰という目標に向かっていくのである。その関係性そのものが，ケアの在り方となりケア関係は相互的なものといえるのである。社会復帰支援者が保護観察対象者の社会復帰のための自己実現に向けて，支援すること自体に社会復帰支援者の存在価値があり，充実した生を生きている状態になるのである。つまり，保護観察対象者の社会復帰を助けることを通じて，社会復帰支援者の自己実現がケアの過程の萌芽として示されているのである。

また，メイヤロフは「ケアする側とされる側が二つでありつつ一つであるあり方（差異の中の同一性），ケアする側とされる側での自己実現の同時並行性，相互依存がもたらす自律と自由」[6]をケア理論の形成の一要因としている（高橋 2013：36）。このことを社会貢献活動に当てはめると，保護観察対象者と社会復帰支援者は別々の存在でありながら，ケアすること，ケアされることというケアの関係性においては，両者は同じ場所に存在しているのである。つまりケアをしている過程では，別々の存在でありながら，社会復帰支援者が保護観察対象者とともにいるということは，保護観察対象者の世界の中で，保護観察対象者のために存在しているのである。このことをメイヤロフは「差異の中の同一性」と呼んでいる。この差異の中の同一性の中に保護観察対象者に必要なケア概念が存在しているのである。

また，メイヤロフは「私は他者に専心しているがゆえに，また他者と依存関係にあるがゆえに，自律的であり得るといえるのである。この場合の依存とは，私と相手の双方とも自由にしてくれる種類のものにほかなかない」[7]とする（田村 1998：63）。ここで述べられている「自由」とは束縛のない本来の自由ではなく，「自己の生や自己実現にとって不可欠である対象に専心して，その成長，自己実現を助けることは，自分自身の生を生きている状態であり，そこに自由がある」[8]とされている（高橋 2013：34）。思うに，社会復帰支援者が保護観察対象者へのケアを通じて，保護観察対象者の社会復帰を助けると同時に自らも成長する。その結果，社会復帰支援者自身も自己へのケアを通じて自己実現を果たしていくのである。実際の社会貢献活動において，保護観察対象者の対応に苦慮し，理解できない面が存在している。ケアによって寄り添っても，保護観察対象者は独自の価値基準が存在している。社会復帰支援者にとって重要なことは保護観察対象者に任せて自律の芽という基盤を整備することにあるのである。ただし，保護観察対象者への過度の干渉には，自律の芽を摘むおそれがあるので一定の配慮が必要であろう。

(2) ケア概念と身体知

介護・奉仕活動における社会貢献活動の領野の基底層を説明する方法としてケアの視点が重要である。それは，介護・奉仕活動は身体性に依拠した概念（身体知）であるからである。犯罪者が，法規範や道徳規範という定式化された説明可能なルールをあえて背いて犯罪行為に及んだ動機としては，犯行動機が説明不可能，明示不可能な暗黙的な理由が存在しているように思われる。

例えば平成23年版の犯罪白書[9]によると，65歳以上の高齢者による犯罪は，罪名別動向においては，窃盗が71.3%と一般刑法犯検挙人員の3分の2近くを占めている。中でも万引きに占める割合が56.8%となっている（法務省2011）。女性の高齢者においては，窃盗が91.4%を占めており，万引きによる者が81.2%と際立って多い。ここで注目すべき点は，特に女性の高齢窃盗事犯者の場合は，生活基盤はあり，生活費自体に困っているわけではない者が多い点である。ここに犯行動機が説明不可能な理由が存在しているのである。

科学哲学者マイケル・ポランニーは，言語によって明示可能な理論知の基底に実践的経験によって獲得される，明示不可能な，あるいは困難な知の領野があることを指摘し，これを「暗黙の知」と呼んでいる。ポランニーによれば，「われわれは語りうること以上に多くのことを知っている」[10]のであり，理論知は，われわれの知識の，水面に表出した氷山の一角にすぎないと言う（葛生2007：117）。ポランニーが指摘する暗黙知を保護観察対象者に当てはめると，保護観察対象者が犯行時には説明がつかなくても，犯行に及ぶまで反社会的な個々の具体的な実践経験の反復的蓄積によって暗黙知として身体に蓄積され，犯行に及んだものと思われる。このような言語による明示不可能な領域に対しての社会復帰支援には，介護・奉仕活動のケアのような善意に満ちた身体知によって，反社会的な経験が身体に蓄積された暗黙知を改善更生させることが求められるのである。

なぜならケア概念は身体知に依拠しており，人が種としての身体構造を維持し共有している限り，そこに蓄積された身体知には，犯罪の抑止力につながる善意に満ちた高度の普遍性があるからである。この点，ギリガンはケア行為を「女性固有の特質的行為」[11]とみなしているが，ケアされることの欲求とケアすることの欲求は，性差を問わないことと考える（高橋2013：41）。つまり，「ケア概念」について，ケアされることへの欲求やケアすることの欲求は人間の本源的な欲求である。ケア概念は，人は，自然本性上，ケアされることを欲し，かつ他者へのケアを望む生きものであるという人間観から出発する。そのため，尊厳の構成諸契機として，ケア概念を読み取ることができる。人は言葉によって，振る舞いによって，場合によっては，わずかな眼差しによってさえ，ケアを受けること・与えることを欲求している。このような「身体知」が保護観察対象者と社会復帰支援者との相互作用を生み出しているのである。

人は他者からケアを受けたいという欲求（ケア欲求）とともに，この欲求の欠乏状態にある他者に接して共感し，ケアを与えたいという本源的欲求（ケアリング欲求）を持っているのである。

人はケアし合う動物として進化しているのである。この点，葛生は「例えば孟子が述べているように，たとえ見ず知らずの子であっても，子どもが井戸に落ちそうになっているのを見れば，見返りの期待もなく咄嗟に助けてしまうほど，高度な共感能力を発達させ，自然本性的な共感能力に基づく相互依存生をもって常態とする存在」[12] であると述べている。（葛生 2013：60）。

このように子どもがまさに井戸に落ちようとしているとき，他人でも咄嗟にこれを助けようとする。保護観察対象者でも同様な行為をするものと思われる。この利他的な救助行為がいかなる普遍的規範に依拠しているのか，言語による明示化の不可能な場合のように，明示的に言及することは困難であるが，人を助ける点ではケアの身体知に依拠していると言ってよい。その意味において，他人を本来助ける必要がないという理性の下では善悪を知らないが，他人を助けたいという思いは身体はそれを知っているのである。ケアの身体知に基づいて社会復帰を支援する行為者は身体的欲求に従っているのか，あるいは道徳的・倫理的な義務に従っているのか，明確な区別をもたないのである。その点で，「ケアの身体知は自己の存在価値と当然助けなければならない」[13] という当為の結節点に位置しているのである（葛生 2007：120）。

3.　ケア概念と関係論

保護観察対象者と社会復帰支援者との相互の関係性はあらゆる人間関係の始点であって，互いの存在の価値を認識することにつながるという本源性を有している。人は自らの占める存在価値を認識し，感じることによって自己を把握するが，その占める位置とは，ケアを求める他者，ケアすべきだと感じる特定の他者と触れ合うという「関係性」によって体得することができるのである。ケアすること，ケアされることを通じて，存在理由を発見するのである。ケアの本源性がこれまであまり省みられることがなかったのは，理性的判断能力という合理的知性が人間の本源性と捉えているため，ひとえに身体性が捨象されてきたからと思われる。身体性のみに依拠したケアの原始的あり方は，ケアの対象者である保護観察対象者が社会復帰支援者から食事の提供により空腹をいやされ，住居により寒さをまぬがれること等々，直接的な身体経験に基づいている。社会復帰支援者から受けた保護観察対象者の身体経験という身体知がケアの本質である。

同様にして，保護観察対象者にも介護・奉仕活動という社会貢献活動により，利用者にケアを与え，利用者と関係性を構築することができる。このような福祉施設で保護観察対象者が利用者にケアを与えたいというケアリングの技能もまた経験を通じて体得される身体知である。利用者との日常生活において相互交渉的に反復するケアリング行為，利用者を励まし，労り，慰めることなど言葉によるケア，さらには，利用者に向けた保護観察対象者のしぐさや振る舞い，利用者との皮膚接触によって不安を和らげられる行為，眼差しや顔の表情に至るまで，ケアリングの技能は身体的に体得されていくのである。福祉施設での介護補助活動は，利用者の判断能力がかなり低下しているため，合理的知性に基づいた日常的な会話が成立しないことが多い。そのため，

介護には，ケアの本質である身体知が依拠し，利用者をいかにして慰めるかを知っているのは腕であり，いかにして利用者と喜びを分かちあうかを知っているのは手，いかにして利用者に熱意を表現するかを知っているのは顔となるのである。介護におけるケアを習得するためには，直観や本能的な活動ではなく，身体知に依拠した，ケアすることへの本源的欲求という身体知と密接に結びついているのである。

保護観察対象者は特に過去に家族に代表されるような共感に依拠した関係が乏しく，他者との関係が切断され人間としての感覚が喪失しているように思われる。そのために，福祉施設での介護補助活動などは，身体知に依拠したケアを通じて，利用者と共感的関係を獲得し，保護観察対象者が自己および他者の非道具性・唯一性・代替不可能性を感覚として体得することができる点で有用性をもっているのである。保護観察対象者は社会復帰支援者からケアされ，保護観察対象者は利用者をケアすることにより，自己の存在価値を獲得するのである。特に，「身体知における他者の非道具性は，身体知の対象者が人であるからこそ成立するのであり」[14]，対象が道具であるイスや机であれば本質的に身体知は成立しにくいのである（葛生 2007：121）。人を対象とした高齢者施設における介護・奉仕活動という身体知が保護観察対象者の改善更生させる意欲を向上させているのである。社会復帰に向けた法規範あるいは道徳規範のように，定式化された規範原理によって説明可能なルールは，社会復帰支援のごく一部分を規律するにすぎない。むしろ，身体に依拠した介護・奉仕活動のような社会貢献活動という定式化されにくい活動こそが社会復帰支援に役立つといえるのである。

4. 社会貢献活動の制度的背景

(1) 社会奉仕命令

社会貢献活動は社会内処遇の一類型として社会奉仕命令の位置づけがあると考えられる。いわゆる社会奉仕命令とは，拘禁刑を科し得る犯罪で有罪と認定された場合に，裁判所が，本人の同意を得た上で，拘禁刑に代えて一定期間，無報酬で奉仕作業を命ずる制度であり[15]，1970 年代にイギリスにおいて制度化されたものである（鴨下 2009：169）。一般的には，奉仕作業として，老人の介護・手助け，海岸や地域の路上清掃等多彩なプログラムが用意されており，これらの作業を通じて，余暇時間の剥奪などの制裁としての機能や，地域社会への利益還元や損害回復機能，有用な社会体験を通じた勤労・奉仕精神の涵養等による対象者の改善更生機能等が果たされることが期待されている。我が国では，かつて，1990 年に設けられた法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会において，主に罰金未納者の労役場留置の代替策としての社会奉仕命令の導入等について議論がなされた。そこでは，① 我が国は，欧米に比べ，ボランティア活動に対する意識が未熟である上，社会奉仕労働を受け入れる体制も貧弱であり，社会奉仕命令を受け入れる社会状況にない，② 公衆の面前で社会奉仕活動をすることは，本人にとって，施設内処遇より過酷

なものとなり得る，③ 人員及び予算の確保の問題がある上，果たして施設内処遇より安い経費で運営できるのか疑問である[16]，等の理由で導入に否定的な見解が示されたため，導入が見送られた経緯がある（森本 2011：60，佐伯 2008：90–1）。

ただ，我が国でも，1989 年 8 月から，在宅試験観察中の少年に対して特別養護老人ホームでの社会奉仕活動を試行しており，利用者から感謝されることから社会的有用感，社会適用能力を向上させる点で効果を上げている。この社会奉仕命令は，拘禁刑等他の処分に代えて，老人ホームの塗装，児童公園の造成などの社会奉仕作業に従事させるものであり，奉仕活動の中から犯罪者に自らの社会的有用性を自覚させることが期待されると共に，「一緒に奉仕作業を行うボランティアからも社会的な態度を学ぶことが期待され」[17]，また，その上，社会奉仕によって無償の労働力が供給されるという利点もある（藤本 2008：299–300）。

（2） 社会貢献活動の制度内容

今回，この社会奉仕命令の一部が事実上，社会貢献活動として明記された。この社会貢献活動を特別遵守事項とする制度の内容は，「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会議事録の内容」[18] が法務委員会調査室の森本により下記のように報告されている（森本 2011：72–3）。

更生保護法第五十一条第二項各号に定める特別遵守事項の類型に，次のものを加えるものとすること。

善良な社会の一員としての意識のかん養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。

〈制度趣旨〉

本制度の趣旨は，保護観察対象者を社会に貢献させる活動に従事させ，自らが社会に役立つ活動を行ったとの達成感を得させたり，地域住民等から感謝されることなどを通じ，自己有用感を得させるなどして改善更生の意欲を向上させ，また，他者一般を尊重し社会のルールを遵守すべきことを認識させることなどにより，その改善更生や再犯防止を図ることである。要綱では，更生保護法に定める保護観察の特別遵守事項の類型（第 51 条第 2 項各号）に，本制度を加えることとした。

〈対象者〉

本制度の対象者は，善良な社会の一員としての意識又は規範意識に乏しく，社会貢献活動に従事させることがその改善更生のために特に必要と認められる者とされる[19]。

〈対象となる活動〉

本制度の対象となる活動は，当該作業に従事することにより，保護観察対象者に自己有用感を得させ，改善更生の意欲を高めるなどの処遇効果を得るのに資する活動だと考えられる。具体的には，現行の社会参加活動の実施状況を踏まえると，公共の場所での清掃活動や，福祉施設にお

ける介護補助活動等が想定される。他方で，専門的な知識・技術を習得しなければならないような活動や，作業に危険を伴うような活動は，本制度には適当ではないと考えられる。

〈作業時間〉

要綱では，作業時間について，「社会的活動を一定の時間行うこと。」との規定がある。これは，特別遵守事項として社会貢献活動を課すに当たっては，一定の時間に限定され，定期のものとする必要があるということを表すためと説明されている[20)]。

(3) 社会貢献活動の課題

保護観察の対象者は，少年法上の保護観察処分に付された者（少年法第24条第1項1号），少年院からの仮退院を許された者（少年法第42条），仮釈放を許された者（少年法第40条），保護観察付執行猶予を言い渡された者（刑法第25条の2第1項）の保護観察対象者に対し，必要に応じて社会貢献活動を特別遵守事項として設定し得ることになる。

保護観察対象者である少年，成人のいずれもが社会貢献活動に従事しうることになる。制度上，罪種による限定もないため様々な犯罪傾向を持つ者が仮釈放を許されると，重大事犯者や累犯者も社会貢献活動の対象になり得る。現状では，保護観察官の数が不足し，保護観察対象者に接することができず，デスクワークに追われていることが指摘されており[21)]，民間篤志家である保護司に，より処遇の困難な者まで保護司に依存して良いのかが問題となる。保護観察官の増員とともに，保護観察対象者の罪種や犯行内容，犯行動機，犯罪傾向，年齢などに応じて，社会貢献活動の適否やどのような保護観察対象者に対しどのような活動を割り当てるかという視点が重要になってくる。高齢者を狙った窃盗事犯者を老人福祉施設で社会貢献活動をすることに問題はないのか，ということである。

5. 社会復帰支援と社会貢献活動の有用性

(1) 社会貢献活動と社会復帰支援システム

社会貢献活動の保護観察対象者の個別性そのものに焦点をたてると，客観性や科学的根拠が見失われ，保護観察対象者の主観的判断や勘・経験を重視するという結論に至り，社会復帰支援の効果や有用性を探求する統一的な理論的なシステムが構築しにくいことへの懸念がある。しかし，社会貢献活動は利用者の個別性と集団との関係性を対象とし，保護観察対象者という個人を中心に据えた実践活動である。その活動のためには，保護観察対象者という生身の人間が困難な状況に立ち向かい，保護観察対象者が行動様式を選択・決定し，よりよい社会復帰支援のために創意工夫する必要がある。またその保護観察対象者の主体性・自主性を尊重しつつ，補助的機能として社会復帰支援がどのようにシステムに基づいて対応しなければならないかという現実問題が生じる。

このような現実を軽視して，単に社会復帰支援の理論的な方法としての技術，枠組み，システムだけを論じても，またいかに保護観察対象者の人間的視点を強調した社会復帰支援を提供しても，それが受動的に得た受け売り的知識だけでは，保護観察対象者の幸せづくりに貢献でき真の人間にあふれた生活にならないであろう。保護観察対象者の価値観がさまざまであると同様に社会復帰を支援する職員の資質もさまざまである。したがって，保護観察対象者と社会復帰支援者との関係性において内在する潜在能力によって形ある社会復帰支援のシステムづくりを構築していく必要がある。保護観察対象者と社会復帰支援者とが個性を認め合い，両者の創造性，独創性をいかして，両者の幸せを前提として社会復帰のための作品を構築することが大切である。もともとある統一的・画一的な設計図を念頭に社会復帰支援を提供することも必要であるが，保護観察対象者と社会復帰支援者のそれぞれの性格や特徴をいかして共同作業によって特有のスタイルを造りだし，新たな社会復帰支援システムを生み出すことが必要である。例えば，アリの巣や蜂の巣はもともと設計図がなく，互いの信頼関係に基づいて，共同作業により住み処を構築し生活をしているように，保護観察対象者と社会復帰支援者との信頼関係に基づいた共同作業が必要である。

(2)　社会貢献活動と保護観察対象者の現状

保護観察対象者は，仮釈放の一環として，日常生活を営みながら，保護観察官の指導監督，補導援護のもとで，社会復帰支援を受けている。保護観察対象者のほとんどが，刑の執行施設である矯正施設で刑事司法の原理によって処遇が行われ秩序維持に重点が置かれるため，その具体的な管理は刑務官の統制の下に置かれている。矯正施設では起床，就寝，作業，食事，入浴等の起居動作全ての行動が刑務官により指示され，刑務作業中の私語，脇見の禁止，受刑者同士や刑務官との自由な会話等が制限されている。新聞は数部を全員で読み回すため，閲覧時間が一人30分程度に制限され，読書・勉強・ラジオ・テレビ視聴等は朝6時45分の起床，午後9時の就寝まで，一斉消灯･点灯のため夜間，早朝の個別の自主的な行動がとれないという制限がある。「処遇の中で自尊心の低下要因といわれるものに出房時の裸体検査や軍隊式行進，名前の呼び捨て，称呼番号での名のり，頭髪の規制，囚人服と言われる共通衣服等があり」[22]，受刑者は常に非社会的な環境で生活が強いられている（法務省矯正局 2011：10-6）。社会生活で要求される主体的行動，コミュニケーション能力等が長期受刑者や矯正施設に適応した受刑者ほど社会生活に必要な能力が低下し社会に適応することが困難になる可能性がある。つまり，刑務所生活は他律的で受動的な生活であるため，主体性が失われる一方で特殊な刑務所生活に適応したものほど仮釈放が認められ保護観察対象者になるが，その適応したこと自体が社会復帰の妨げにもなっているのである。

このような刑務所生活では「～しなさい」「～してはいけない」ということを，秩序維持という名のもとに，受刑者の生活態度を一方的価値観で押し付けることで受刑者の主体性の尊重が侵

害されているのである。このような経験をした保護観察対象者に接するにあたって，本人が本来もっている主体性を尊重し，その人が必要としていること，求めていることを把握することが必要である。つまり，社会復帰支援者が保護観察対象者の主体性を把握するとき，それはその人の「必要と求め」を把握することでもある。一般的な知識やデータだけでは保護観察対象者すべての主体性を理解することはできない。知識やデータはあくまでも，保護観察対象者の過去の状況を理解するための基礎的情報にすぎない。保護観察対象者一人ひとりの生活の主体性，生活者としての「必要と求め」の視点は，保護観察対象者それぞれがつくり上げた固有の意味の世界である。それを把握・理解し，受け入れることは受容の世界でもある。社会復帰支援者が保護観察対象者の主体性，尊厳，人間性を理解し，受容できるかどうかは，社会復帰支援者の知識や価値観や生活信条が前提となるが，それ以上に，社会復帰支援者の感性や柔軟性などの，社会復帰支援者の技量によるところが大きい。つまり，社会復帰支援システムの構築のためには社会復帰支援者と保護観察対象者自身の知性，価値，経験，感性などの融合による独創性，固有性から生まれる面もあることは否定できないのである。

社会復帰支援システムは保護観察対象者と社会復帰支援者との相互作用によって創り出すもので，両者のもつ価値観，感性，技術を駆使した洗練された行動による創造的行為ともいえる。つまり，その人間性を通して，創られたものや表現される主体的行為のことといえよう。これをケアの視点から考える社会復帰支援には，保護観察対象者のこれまでの経験，思考などによって培われた緻密性，感性を通して，保護観察対象者に内在する価値を具体化する創造的産物が必要である。

保護観察対象者と社会復帰支援者との関係において生まれる社会復帰システムは多様な要素からでき上がっている全体であり，環境との相互作用によって営まれるものである。社会復帰システムを統合的全体として捉える傾向にあるが，実際に起こる現実は，人と人との出会いであり，全体的把握の理念は知りつつも，人のある要素や側面によって，人間の評価や判断は大きく影響される。社会復帰支援システムにおいて，粗野な態度や言葉で接してくる保護観察対象者に対して，社会復帰支援者は冷静かつ公正にこの利用者の全体像を把握することが可能であろうか。ここで求められるのが，社会復帰支援者の技量である。保護観察対象者の生活状況を冷静に把握しながら，また保護観察対象者の現状認識や問題認識の方法を，社会復帰支援者の独自の視点で理解・解釈することによって，偏りのない一貫性をもった保護観察対象者のニーズを把握することが可能になる。保護観察対象者の生活はある種のストーリー（物語）であり，その保護観察対象者のストーリーの解釈と理解を把握するためには，社会復帰支援者のケアによる情感や感性が必要である。既存の知識・データという論理的枠組みや知的合理性を基礎に，このような情感や感性というケアによって，保護観察対象者の幸せを真に理解しうると思われるのである。

(3)　社会貢献活動と対人関係について

社会貢献活動には，基本的には保護観察対象者との対人関係を基軸にして，保護観察対象者の環境との相互関係に関わり，社会復帰支援者が施設という環境の中の保護観察対象者との対人関係を用いて環境の改善を追求していく過程と見なすことできる。しかしながら，そもそも保護観察対象者へのケアと知識・データは対立するものであり，知識・データが客観性を重視するとすれば，保護観察対象者へのケアは主観性が尊重される。保護観察対象者が施設という物理的環境と対峙するときには，主観的な人間性はあまり必要とされず，客観的な方法，対策，過程，結果などの形式や有効性が中心となる。しかし，対人関係は方法，対策，システム，結果も重要であるが，社会復帰支援の内容や質が問題なのである。客観的には整然とした社会復帰支援の方法や過程が用いられ，形式的で充たされても，対人関係に必要な温かさのある相互交流は生まれない。対人関係は多様な価値観，信念，情緒との複雑な相互作用が必要となるからである。現場における社会復帰支援の現実は，定式化した方法や技術だけで，進歩的展開が期待できるほど容易なものではない。一人ひとりの人間がすべて違うように，そこに生まれる対人関係も日々進化し，一つとして同じものはないはずである。したがって，社会復帰支援者の感性や思考や経験を基にした洞察的予測などによって，より効果的な方途や技術の組み合わせや発案を行なうという裁量が求められる。それは，知識・データには記されていない，社会復帰支援者や保護観察対象者の独創的な援助や対処に関する対人関係が求められているといえる。社会復帰支援のためのデータ的視点は，もちろん重要であるが，それを基礎にした保護観察対象者と社会復帰支援者のそれぞれの固有の独創性が尊重されなければならないのである。

(4)　社会復帰支援と交渉・観察について

社会復帰支援者は保護観察対象者のニーズに見合うサービスの提供を求めて，他の関係機関と話し合いをもちながら保護観察対象者のニーズを充たすサービスの供給が行われるように交渉しなければならないことがある。社会復帰支援者が保護観察対象者の要求を主張し獲得するには，組織の要求や提案を拒否する形態がある。社会復帰支援者は保護観察対象者に対して現状におけるデータや事実を示し証明することによって，理解させ説得へと導き，また，保護観察対象者の矛盾や問題点を指摘することにより，改善，改良を要求し，結果として保護観察対象者のニーズが充足される状態を作り出していくことが必要である。ただし，交渉の場合は保護観察対象者の立場を理解し，妥協や譲歩を必要とすることもあるため，交渉を行う社会復帰支援者の能力，機転，判断が大きな役割を果たす。

保護観察対象者の現状を言葉だけではなく，視覚的に見極めることによって，保護観察対象者の言葉には表されなかった部分を認識し，真実の姿や，環境との関連によって問題を把握することである。対人関係は対人技法で多くの側面が把握できるが，環境は観察しないと理解できない

ことが多い。特に，人と環境の相互作用や適合性を中心に，環境の質を観察する必要がある。この観察によって少なくとも改善の方向性や問題に関連する環境との相互関係を明らかにできる。この技法には社会復帰支援者独自の注意力，理解，解釈の能力が必要である。

(5) 社会復帰支援の新たな展開

社会復帰支援の中核をなす要素は，保護観察対象者と社会復帰支援者の価値観，知識，技術，方法，環境などであるが，それらは個別に，階層的に組み合わされているわけではなく，それらは，いわば渾然一体となった統合体となっている。しかし，この統合体は，つねに均一で混合するのではなく，社会復帰支援の内容によってはある種のものが強調され，あるものはあまり重視されないことがある。この強弱の複雑な混合によって，社会復帰支援の内容はその姿を少しずつ変える。例えば，社会復帰支援プログラムの高齢者等に対する介護・奉仕活動の利用者の食事介助において，誤嚥にならないように食べさせるように介護技術を重視する介護サービスがある一方で，保護観察対象者が利用者に語りかけ，楽しみながら食事介助するという人間性を強調するケアの視点による介護・奉仕活動がある。このように，介護・奉仕活動に多種のアプローチ方法があるが，社会復帰支援者が社会復帰に向けてどの要素に強弱をいれているかで，社会復帰支援の質が変化しているのである。

社会復帰支援には洞察と創造性が必要である。保護観察対象者の問題状況，出来事などに対して社会復帰支援者がもっている知識，情報を基礎に洞察をくわえ，保護観察対象者の必要と求めをキャッチする分析思考能力が必要である。このような分析思考能力には，社会復帰支援者の洞察力にかかっている。保護観察対象者の些細な言動一つひとつをつなぎあわせ，一つの文脈の中で分析的に理解するためには，創造や推量を喚起する深い洞察力が求められる。保護観察対象者の行動の背景に流れる根拠を考察し，思慮を深める必要がある。そのためには保護観察対象者の情報，知識，データを分析・評価し，そこから想像力を駆使する洞察力が必要である。

また，社会復帰支援には，創造性も必要である。既存の知識・データを保護観察対象者への社会復帰支援にそのまま反映させることは，社会復帰支援者の思考力，独自性を困難にする。保護観察対象者の価値観は常に変容している可能性が高いため，より新しい，効果的な社会復帰支援の方法や技術を追求し，自ら積極的に固有の社会復帰支援を設定する創造性が必要である。たとえ，失敗しても創造的行動の積み重ねによって社会復帰支援に向けて自己調整，自己改善，チャレンジ精神が生まれ，結果的にはよりよい社会復帰支援につながるのである。

6. 保護観察対象者の社会復帰支援のための新しい知の地平に向けて

介護・奉仕活動における社会貢献活動の目的は，他人から感謝されることで自己有用性を確立することにある。保護観察対象者は，介護・奉仕活動を通じて，ケアを必要とする利用者の性格

や生き方を含めた個別性にそって自発的に利用者を気づかい，その気持ちを行為により表現することで自然本能上，利他精神が構築できるのである。利用者を理解し，可能な限り利用者の感じるところに触れ合うことができるのが社会貢献活動である。介護・奉仕活動では，言葉にならない豊かな無意識の知識が良質なケアを提供するためには必要であり，言葉にならない，明示的ではない個々の身体的領域（身体知）が，ゆたかなケア環境を提供し，保護観察対象者の立ち直りを支援しているのである。

人間にとって理解が難しい言葉にできないもの，なにかモヤモヤしていて理解しにくいもの，心の奥底に隠されていて自分でも気づいていないような非言語的な世界である暗黙知が介護・奉仕活動では大きなウエイトを占めている。このような状況で保護観察対象者が利用者から発せられる言葉にならない非言語的なサインを捕まえることで保護観察対象者のこころが揺さぶられるのである。保護観察対象者が変えようとしない性格や行動，生活習慣を，専門家が無理やり改善・更生の方向へと変えるのではなく，介護・奉仕活動という社会貢献活動に含まれる，言葉にならない，明示的ではない個々の具体的な身体知が，ゆたかな環境を提供し，保護観察対象者の改善・更生に資するのである。

保護観察対象者の感慨や感謝の言葉など情緒・感情を喚起させる「主観的」エレメントは，その性質上，必ずしも言語による定式化になじまないため，直ちに法律問題や制度的問題に具体的な指針を与えるものではない。しかし，今回の刑法等の一部を改正する法律により，保護観察対象者に社会貢献活動を義務付けた意義は，感慨や感謝という主観的エレメントを目的とした社会貢献活動が少なからず法制度に影響を及ぼしているのである。特に，介護・奉仕活動の対象者である利用者は，理性的・合理的に判断能力が乏しく，利用者の対応に必要な親密さや信頼を得ることが困難であり，理性的な判断能力を前提とした言語だけで築けるものではない。言語化しにくい利用者への態度，姿勢としての，対人距離，物腰，わずかな眼差しといった非言語的な身体知が，言葉の意味，会話の内容以上に関係性を築くツールになり得るのである。

法規範や制度は定式された規範原理によって説明可能な形式知はごく一部分の規律にすぎず，社会のルールの大半は，明示化不可能な，きわめて困難な黙示的な身体知である。専門的な言説が優位に位置づけられている中で，身体知が支配されている社会貢献活動を法制度に，つまり明示化困難な身体知が要求される社会貢献活動を，専門的言説で蓄積された法制度に取り入れた意義は大きい。今回の法改正は，このような身体知と合理知のダイナミックな知識変換によって，保護観察対象者の社会復帰支援ための新しい知の地平を開拓する契機となった法改正であるといえよう。

注

1）『犯罪白書（平成 24 年版）』のテーマは，「刑務所出所者等の社会復帰支援」となっている。

2）『子ども・若者白書（平成 26 年版）』では保護観察対象者の高齢者等に対する介護・奉仕活動への感想が述べられており，活動を通じて社会的有用感の構築がある点を指摘している。
3）ただし，メイヤロフは，保護観察対象者に対してのみのケア論を展開しているわけではない。
4）メイヤロフは，人との関係性において自己実現を果たせることを指摘している。
5）森村はケアする人とケアされる人との相互性を強調することがケアの基本的な態度であり，さもないと，ケアは単なる「自己犠牲」と重なり合い，相互性ではなく，一方通行の関わりになってしまうと指摘する。
6）メイヤロフは，ケアする側とされる側が役割や立場の違いがあるにせよ，互いが各々の自己実現に向けて二つが一つになる，つまり始めは差異がある関係でも互いの自己実現に向けて同一になっていくことを指摘している。
7）メイヤロフは依存と自由の関係性について指摘している。
8）メイヤロフは，自己実現を助ける過程で相互に依存という概念が生まれ，依存される中でも自由という価値基準が構築できることを指摘している。
9）法務省（2011）『犯罪白書（平成 23 年版）』法務省（2008）『犯罪白書（平成 20 年版）』によると，65 歳以上の高齢犯罪者で挙げられている事例の中に，① 76 歳女子。未婚。定職に就き，健全な社会人として生活しており，犯罪歴はなかった。本件は，チョコレートの万引きであるが，「（店内で）私に注目している人はいない。このまま手提げ袋に入れても見つからない。」と考えて犯行に及んだ。罰金 30 万円。② 75 歳女子。配偶者と死別し単身。生活に困っているわけではないが，余裕はなく，「年金暮らしでお金を遣うのがもったいない。」として，コンビニエンス・ストアで，おにぎりとサンドイッチを盗んだ。罰金 30 万円。③ 65 歳男子。犯罪歴なし。同窓会の帰り，泥酔して駅で寝ていたところを，駅員に声をかけられ，駅員を殴った。罰金 10 万円。④ 81 歳男子。婚姻歴はなく，定年退職後，年金で単身生活。犯罪歴なし。野良猫にえさを与えている近所の顔見知りの女性（58 歳）を注意したところ，女性が言い返してきたので，かっとして持っていた傘を振り下ろして殴り，打撲傷を負わせた。罰金 20 万円。⑤ 68 歳男子。妻子と同居し，年金とアルバイト収入で生活している。外出時，スケート･ボードをしている少年（17 歳）が邪魔だったので注意したところ，少年が口答えをしてきたと思って，かっとなって殴り，打撲傷を負わせた。酒が入っていた。罰金 15 万円。が報告されている。
10）ただし，マイケル・ポランニーは女性の高齢窃盗事犯者のことを直接言及しているわけではない。
11）ギリガンが著書『もうひとつの声』の中でケアの倫理を提示した背景には，男性よりも道徳意識において劣るとされていた女性の声を聴くということであり，ケアの倫理には，女性の声を忘れてはならないということが指摘されている。
12）葛生は，本源的欲求に依拠して構築されるケアリングのネットワークは社会の最も基底をなす人間関係の最深層だと捉えているがその通りである。
13）葛生は他人の子どもを助けることはわれわれは理性の下では善悪を知らないが，身体はそれを知っている。ケアの身体知に基づいて行為する行為者は身体的欲求に従っているのか，あるいは道徳的・倫理的な義務に従っているのか，明確な区別をもたない。ケアの身体知は存在と当為の結節点に位置しているからである，と指摘する。
14）葛生は，ケアを示すのは本能的な活動ではなく，習得された（そして習得し続ける）行動である。さらに，身体知に依拠した，ケアすること・されることへの本源的欲求は「人間の尊厳」の感覚と密接に結びついているといえる。人としての最も基本的なケアが受けとれないとき，あるいは他者に与えることができないとき，人間としての尊厳の侵害を感じる，と指摘する。
15）イギリスと日本との社会貢献活動の相違はイギリスの場合には，本人の同意が必要なことである。
16）人員及び予算の確保の問題がある上，果たして施設内処遇より安い経費で運営できるのか疑問である点は，過剰収容が続いている現在でも当てはまることである。
17）この制度は，その作業内容として，① 老人・知的障害者等の施設の塗装・庭園作業，② 子供

用の遊技場の設置，③ 器楽演奏による施設慰問，④ 少年のスポーツ競技の相手，⑤ 困窮家庭の家屋の修理，⑥ 道路の整備，⑦ 病院の庭仕事，⑧ 老人ホームでの介護・手助け，⑨ 駅舎の清掃，⑩ 海岸や地域の路上清掃，⑪ 自動車整備・印刷作業，⑫ 草刈り等多彩なプログラムが準備されている。

18） 条文，制度趣旨，対象者，対象となる活動，作業時間を引用した。

19） 具体的には，自己の社会的価値に関する劣等感や，社会からの孤立感が強く，改善更生の意欲が乏しい者という類型がまず考えられる。加えて，暴走族の構成員など，自己中心的若しくは反社会的な価値観を有している少年あるいは若年の成人という類型や，さらには，例えば道路交通に関する規範意識に乏しく，道路交通法違反を繰り返しているような類型も考えられるとしている。他方，本制度の対象とすることに適当ではない者としては，高齢者や疾病を有する者，薬物・アルコール中毒者など治療を優先すべき者や，犯した罪の内容等から活動の受入先や地域住民の理解・協力が得られにくいと認められる者が想定される。

20） 「一定の時間」の上限・時間数について，必要な活動の時間数は個々の対象者の問題性，活動の内容等に応じて異なり，その上限時間を一概に述べることは難しい問題であるので，保護観察所の長の判断で事案ごとに柔軟な運用がなされる必要もあることから，法令に具体的な時間数の上限を規定するのは適当ではないと説明されている。その上で，時間数をどうするかについては，例えば通達等により，作業の種類・内容等に応じて，標準的な時間数等を示すことが考えられるとしている。

21） 保護観察官の数の不足に伴う弊害が生じているが，現在，保護観察官の中には，精神保健福祉士，社会福祉士の資格を取得している保護観察官も存在している。

22） その他に受刑者同士の人間関係のストレスにともなう精神疾患が問題となっている。

文　　献

鴨下守孝ほか（2009）『改訂矯正用語辞典』東京法令出版，169.

葛生栄二郎（2013）「ケア倫理と自然法」ホセ・ヨンパルト他編　『法の理論 32』成文堂，59–85.

葛生栄二郎（2007）「ハビトスとしての人間の尊厳～人間の尊厳とケア倫理～」ホセ・ヨンパルト他編『法の理論 26』成文堂，109–129.

佐伯仁志（2008）「刑事制裁・処遇のあり方」『ジュリスト』No. 1348　有斐閣，90–1.

高橋隆雄（2013）「ケアの意味の核にあるもの」『法の理論 32』成文堂，34–41.

田村　真・向野宣之訳（1998）『ケアの本質–生きることの意味』ゆるみ出版，13–63.

内閣府（2014）『子ども・若者白書（平成 26 年版）』（http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/pdf/b2_03_01_06.pdf#search='%E6%94%B9%E6%AD%A3%E6%9B%B4%E7%94%9F%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95+2015%E5%B9%B4%E5%AE%9F%E6%96%BD'）

法務省（2012）『犯罪白書（平成 24 年版）』（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_3_2_5_2.html）

法務省（2011）『犯罪白書（平成 23 年版）』（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/mokuji.html）

法務省（2008）『犯罪白書（平成 20 年版）』（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/mokuji.html）

藤本哲也（2008）『刑事政策概論（全治第 6 版）』青林書院，299–308.

法務省矯正局（2011）『日本の刑事施設』，10–6.

森村　修（2006）『ケアの倫理』大修館書店，86–7.

森本正彦（2011）「刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動の導入に向けて」『立法と調査　2011.7 No. 318』参議院事務局企画調整室編集，60–73.